

公的関与の基準について

1. 区域と基準について

※ア、イ、ウは前回の検討結果、エは今回検討

区分	定義	基準
ア. 条件不利人工林 (民間私有林)	林業経営に 適さない人工林 (民間私有林)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜 25 度以上 ・ 林地生産力 5 m³/ha・年未満 ・ 基幹路網からの距離 300m 以上
イ. 広葉樹林 (里山、ブナ林等)	放置された 旧薪炭林等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過密度 (収量比数) Ry0.8 以上 (※1)
ウ. 集落管理人工林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産森林組合 ・ 記名共有林 ・ 財産区有林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の全て (※2)
エ. 条件不利人工林 (公有林等)	※今回検討	※今回検討

※1 : 低木性樹種が主体となっているボイ山等は除く

※2 : 管理者の担い手不足等の社会条件等が重要な視点であるため、人工林の全てを対象とする

2. 「エ. 条件不利人工林（公有林等）」について

（論点）

- ・ 公有林・公社分収林について、新たな財源を確保すべきかどうか

（内容）

- ・ 公益的機能の維持・保全を目的に、民間だけでは手入れの行き届かない条件不利な奥地等を積極的に公的管理してきたことから、経済的に不利な森林や不成績林等が一定程度含まれる。
- ・ これらの森林についても整備を進める必要があるが、財源不足から適切な管理が困難な状況。

（論点）

- ・ 新たな財源を確保する場合、その具体的基準はどうすべきか

（内容）

- ・ 林業経営に適さない森林を対象と考えて良いか
- ・ この場合、民間私有林（「ア」）と同じ条件として良いか



定義

林業経営に適さない人工林

- ・ 県・市町村営林（公有林）
- ・ 公社分収林（私有林）

基準

- ・ 傾斜 25 度以上
- ・ 林地生産力 5 m³/ha・年未満
- ・ 基幹路網からの距離 300m 以上